

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

基本方向5 多様な個性に対応したきめ細かな教育の推進

<方向性>

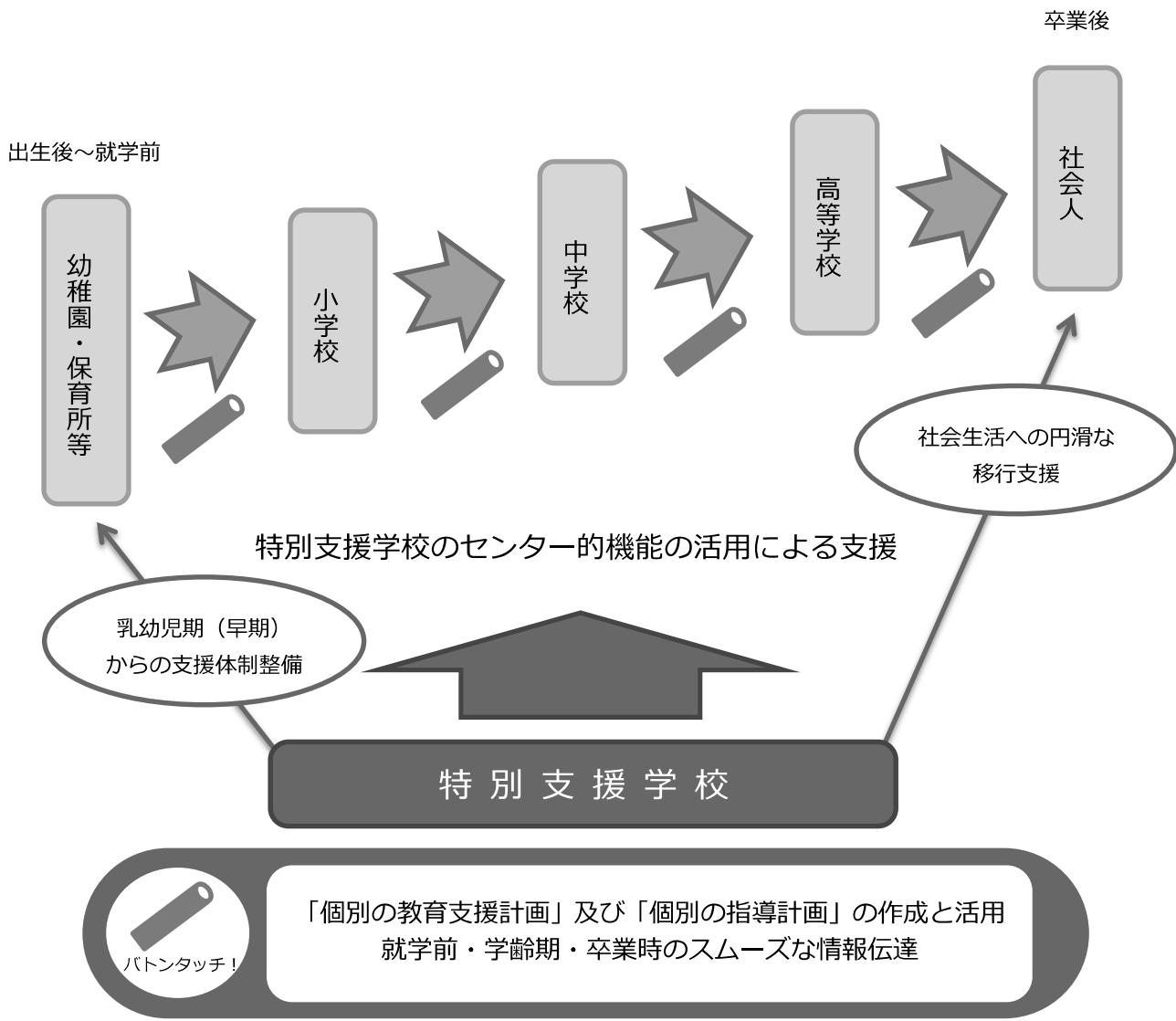
- ・ 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子どもたちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

(1) 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

重点的取組7

- ・ ライフステージに応じた必要な支援を行うため、②教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備し、乳幼児期（早期）からの支援体制の充実を図ります。
- ・ 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、⑤個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- ・ 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。

<宮城の特別支援教育の推進のイメージ>



(2) 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

- ICT等の教材を活用した障害の特性に応じた指導の工夫を行い、「個別の指導計画」を活用して、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、校内体制の充実と強化を図り、教育環境の整備を行うなど多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。
- 教員研修の充実により小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育担当者の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情報的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、学習の質を高めるため、教員の専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校の狭隘化に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

(3) 共生社会の実現に向けた地域づくり

- ・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発を行い、共生社会の実現を目指した理解促進を図ります。
- ・ 教育、福祉、労働と連携し、②不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号））に対する理解啓発を図ります。
- ・ 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援を行います。

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

<方向性>

- ・ 國際化社会で活躍するためには、自國の理解と日本人としてのアイデンティティがその基盤になることから、自國や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進することにより、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、國際的視野を持ち世界に通用する人づくりを進めます。
- ・ 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域コミュニティの絆として、文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。
- ・ 震災からの復興を実現し、地域振興・活性化を目指す地方創生及び我が国や郷土の発展に向けて、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習などを通じて、自國や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- ・ 地域の特色ある伝統文化などを守り継承していくために、地域文化を知り、主体的に地域に関わろうとする意識を高めます。また、地域への関わりを通して⑧地域への誇りや愛着を育み、文化を継承する人材を育成します。
- ・ 日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」に代表される宮城の魅力あふれる様々な文化財を、地域が主体となって国内外に発信し、地域の活性化を図るとともに、郷土の良さを見つめ直し、主体的に関わることで郷土を愛する心を育みます。
- ・ 相互理解に基づく多文化共生という視点のもと、自國の伝統文化を理解し、発信力や國際的コミュニケーション能力、そして社会貢献の意識を持つグローバル人材を育成します。

(2) 文化財の保護と活用

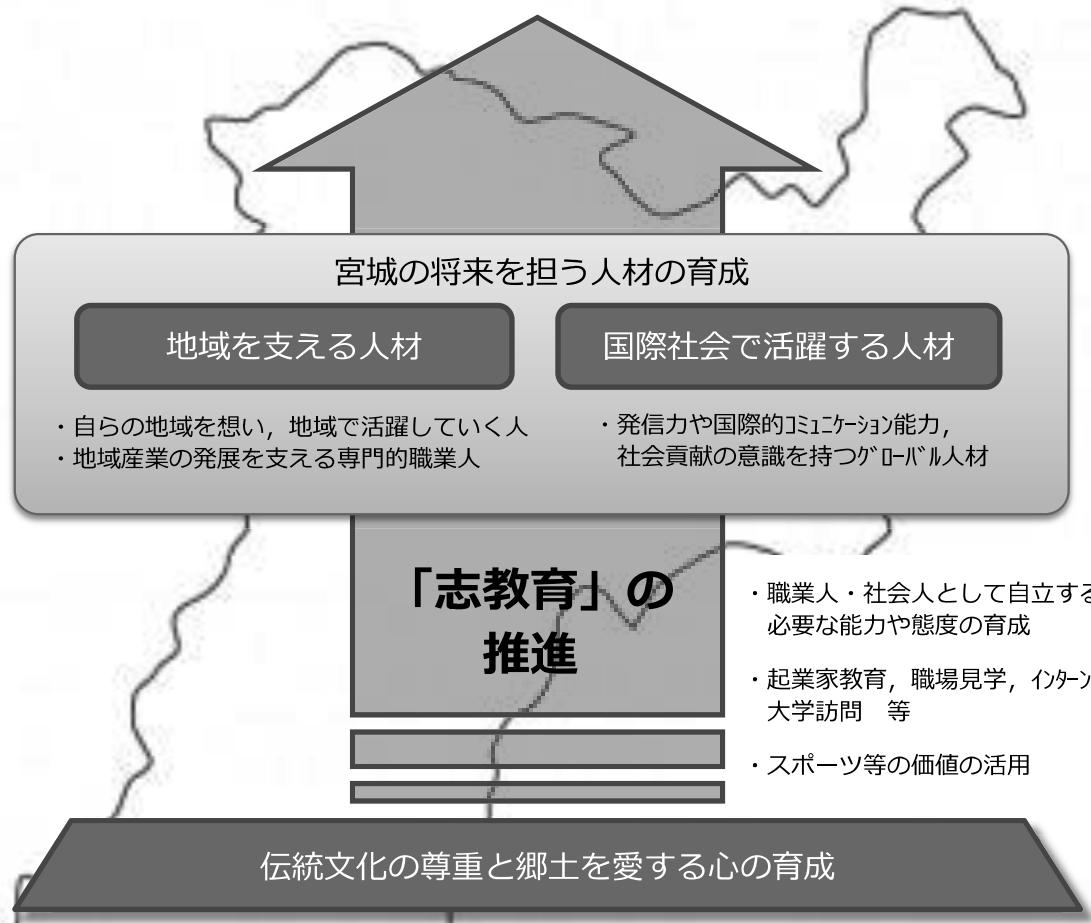
- ・ 文化財を後世へ保存・継承し、郷土の誇りとするために、所有者による保存修理や土地の公有化、無形文化財の保持団体などによる後継者育成や技術研さんを支援します。また、埋蔵文化財については、保存と開発のバランスに留意して、必要な調整を行います。
- ・ 地域に残る貴重な文化財を、地域活性化のために効果的に活用するよう工夫していきます。

(3) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組 8

- ・ ふるさと宮城の復興を担う人づくりを視野に入れながら、学校と地域や企業などが連携・協働し、児童生徒一人一人が将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度を育てます。
- ・ 未来を担う子どもたちを育てていく中で、一人一人の個性に応じて、自らの地域を想い、地域で活躍していく人、あるいは世界に羽ばたく人を育成し、支えていきます。
- ・ 起業家教育、職場見学、インターンシップ、大学訪問など、職業や進路に関する啓発的な取組を推進します。
- ・ 学校と地域産業との連携により、実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、^⑩地域の産業界のニーズを踏まえ、地域産業の発展を支える専門的職業人を育成します。
- ・ オリンピック・パラリンピックなどを題材としながら、国際的な視野に立ち、世界の平和や発展に貢献しようとする態度を育てる教育的活動を推進します。

<人材育成のイメージ>

宮城の復興、我が国の発展



目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成

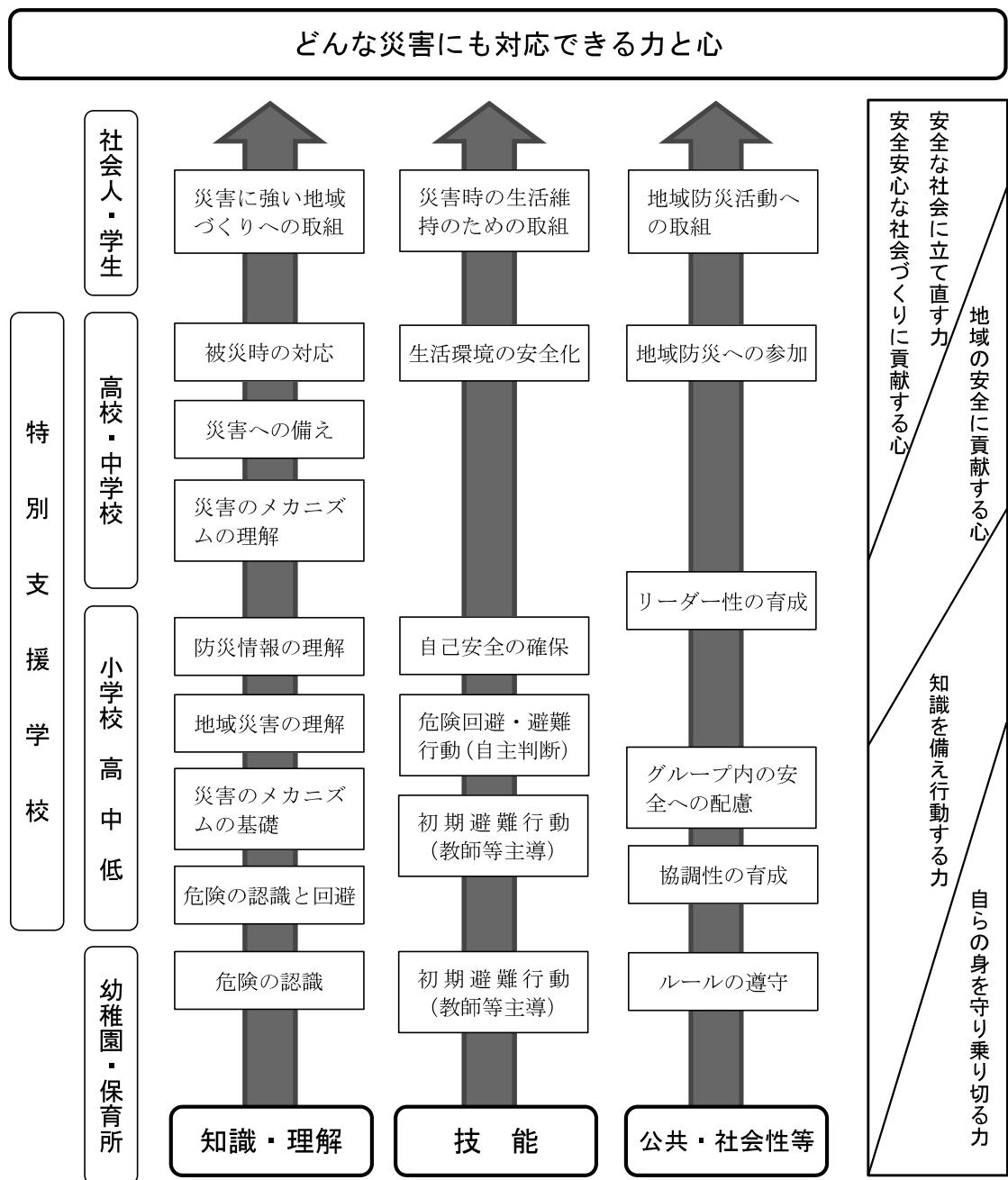
<方向性>

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も災害は必ず起きるという認識のもと、自然の仕組みや災害に対する正しい知識の習得と災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成するとともに、自助、共助、公助の心を育むため、防災教育の充実を図ります。
- ・ 災害から自らの命を守ることに加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、国内外で発生する災害から多くの命と生活を守る人づくりを進めるとともに、地域に根ざした安全教育を推進します。

(1) 系統的な防災教育の推進 重点的取組9

- ・ 様々な自然災害から自らの身を守り乗り切る力や、知識を備え行動する力などを育み、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる人材を育成するため、防災教育副読本や震災遺構などを活用し、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育を推進します。
- ・ 多賀城高等学校災害科学科において、地域との連携による先進的な防災教育を実施するとともに、その成果を他校にも波及させていくことにより、県全体での防災教育の充実につなげていきます。
- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、地域社会と一体となった防災意識の向上と防災文化の醸成を図るとともに、震災の教訓を後世に伝える人材を育成します。
- ・ 震災関連資料を収集した東日本大震災アーカイブ宮城の活用など、震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を次世代に継承する取組を推進します。

<学校安全教育体系図（災害安全）>



※ みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月策定）から抜粋

(2) 地域と連携した防災・安全体制の確立

- ・ 防災主任及び安全担当主幹教諭を中心として、学校防災マニュアルの見直しや地域との合同の避難（防災）訓練の実施、研修などを充実させ、災害発生時の対応を確認するなど地域との連携強化を図ります。
- ・ 地域住民の避難所等としての役割を果たす学校施設の防災機能の整備を推進していきます。
- ・ ②災害安全はもとより、交通安全、生活安全（防犯を含む）の三領域の総合的な学校安全教育を行うとともに、学校安全活動に関する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域に積極的に求め、学校安全活動の活性化と充実を図ります。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

基本方向8 安心して学べる教育環境づくり

<方向性>

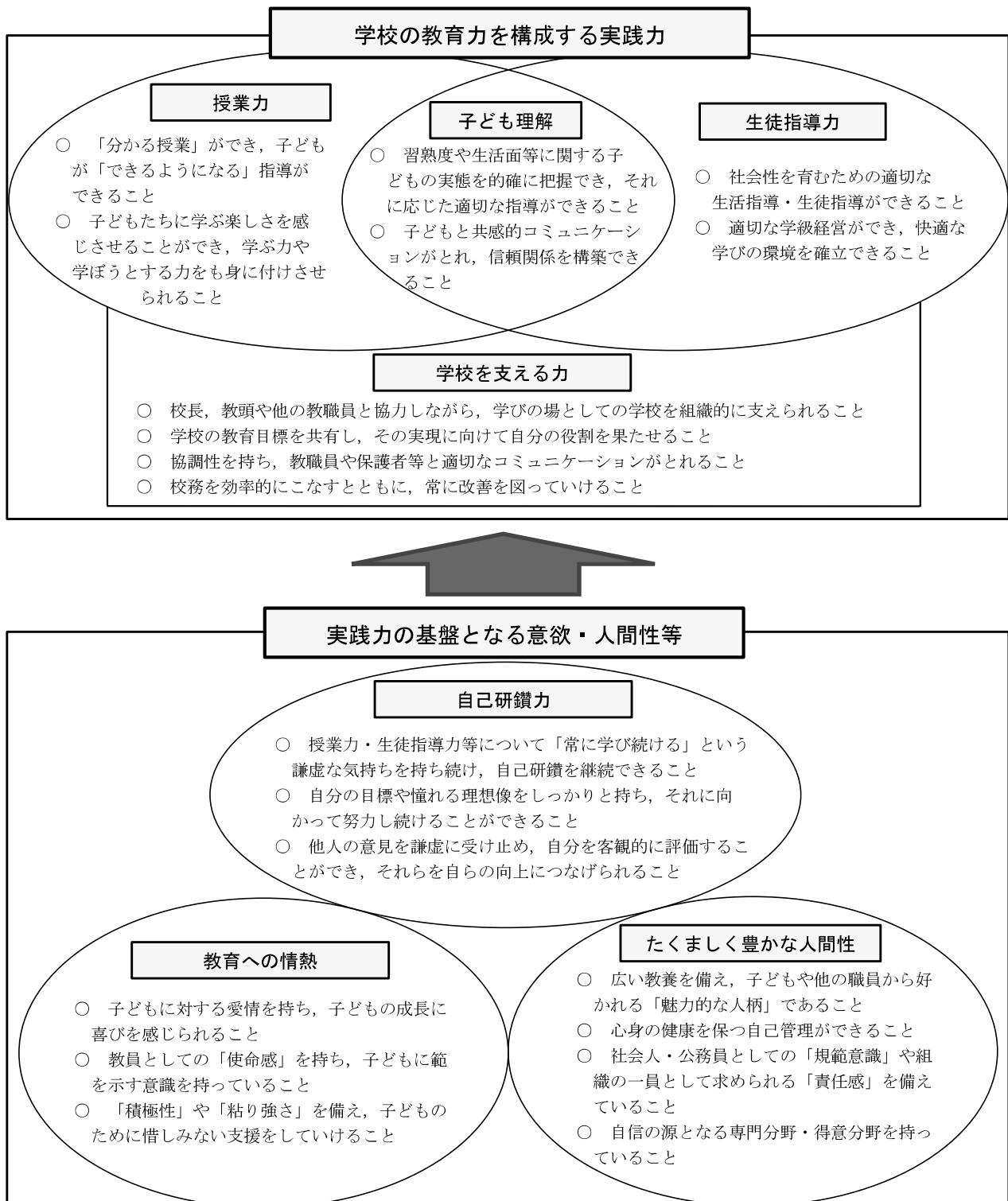
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、学校教育の水準向上を図るため、高度な教育的実践力はもとより、その基盤となる教育への情熱、⑩子どもたちに対する教育的愛情や深い理解、そして社会の変化に適応するための知識及び技能など、教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子どもの貧困問題への対応や⑪教育を受ける権利などを踏まえ、多様なニーズに応じた学習機会を確保し、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。また、被災児童生徒等の就学支援などを行います。
- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子どもたちの成長を支えていくため、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して学ぶことができ、行きたくなる学校づくりを進めるため、被災した学校施設の復旧・再建を進めるとともに、計画的に学校施設・設備の耐震化や整備等を推進します。
- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組10

- ・ 大学との連携による教員養成段階の充実とともに、教員としての適性を見極め、実践力や教育への情熱、たくましく豊かな人間性を持った優れた教員を確保するための教員採用選考の改善、能力を発揮できる環境づくりに向けた人事異動の在り方の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 教員に求められる資質能力を高めていくため、若手教員から学校管理職まで、教職経験に応じ、学び続けるための体系的な教員研修の改善と充実を図り、本県教育を支える教員を育てていきます。
- ・ OJT^{※23} の強化を図り、教員同士がともに支え合いながら日常的に学び合える校内研修の充実に取り組むとともに、校内指導体制を整備し、若手教員への知識・技能の伝承を図ります。

- ・ 新たな人事評価制度を確立し、教職員一人一人の資質能力の向上と学校の教育活動の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員を表彰し、意欲の向上を図ります。
- ・ 教職員が健康で安心して職務に専念できるように、メンタルヘルス対策などの健康管理対策を計画的に行っていきます。

くみやぎの教員に求められる資質・能力>

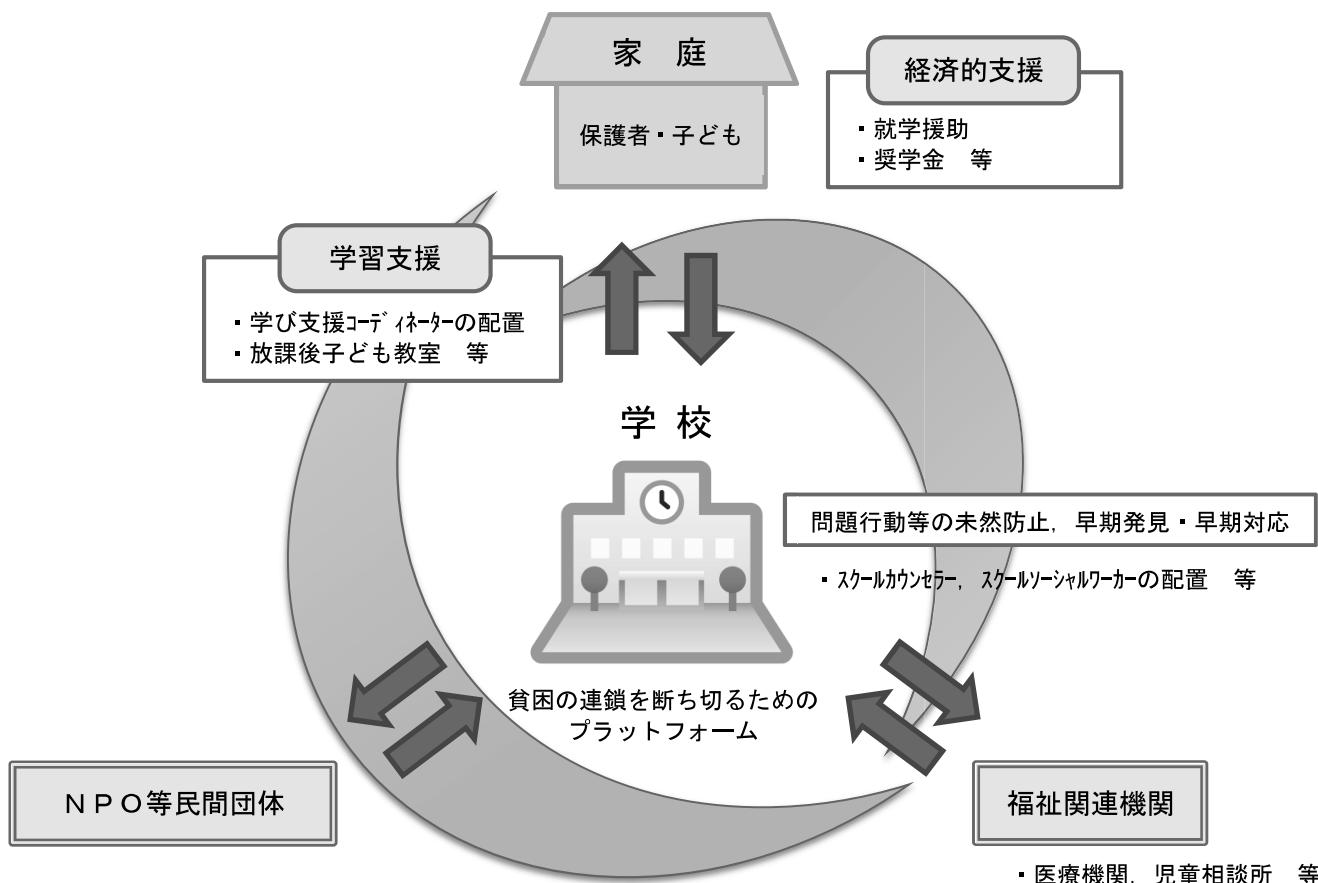


(2) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実

重点的取組 11

- ・ 経済的理由による教育格差を改善するため、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、学校を窓口として福祉関連機関等との連携を図るなど、^⑯保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、総合的な子どもの貧困対策を推進します。
- ・ 学び支援コーディネーターの配置など地域による学習支援や、高校中退者等に対する学び直しの機会の提供などにより、多様なニーズに応じた学習機会を確保します。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金制度等による支援を引き続き進めます。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整えるため、奨学金の給付などの就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ります。
- ・ 子どもの居場所づくりや学習支援の充実に向けて、市町村教育委員会やNPO等民間団体との連携強化を図ります。

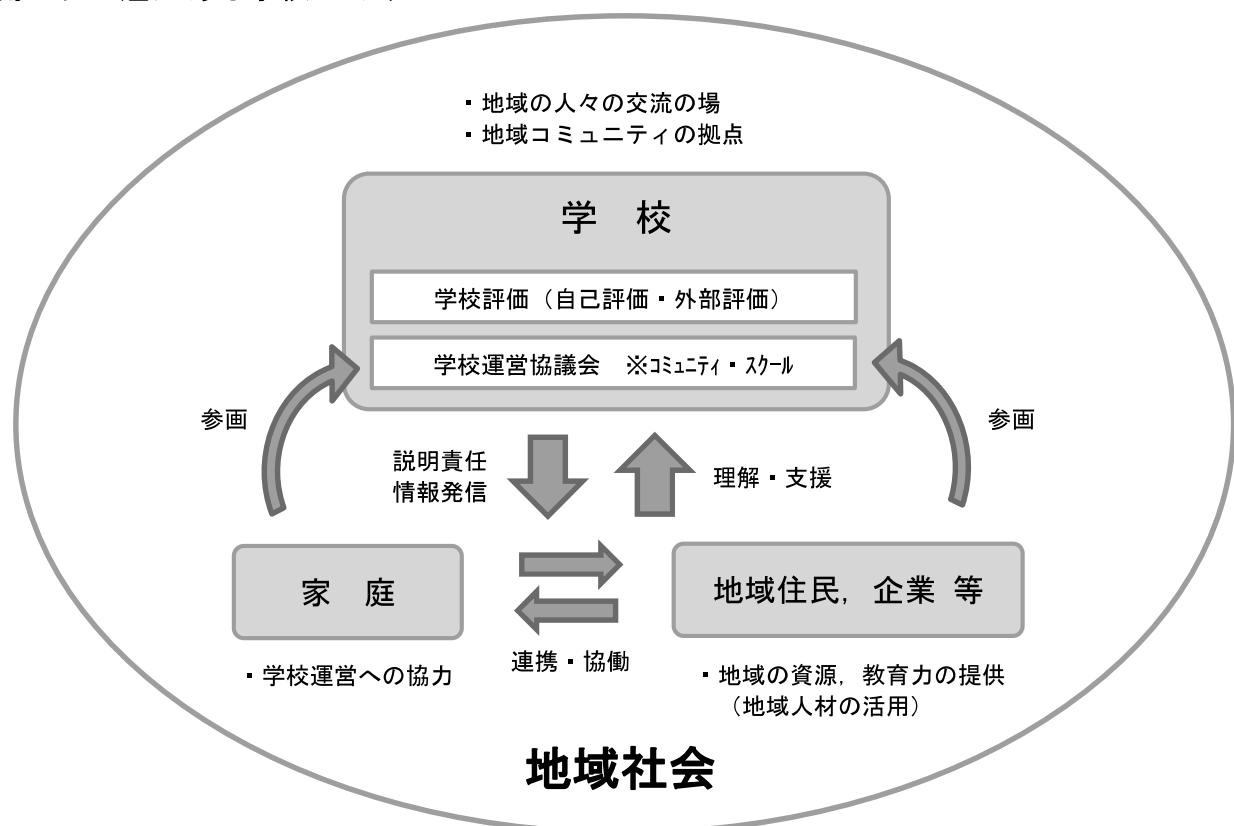
<学びのセーフティネットの構築>



(3) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組 12

- ・ 学校運営の組織的・継続的な改善に資するため、学校評価の充実に取り組むとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容と、その実施状況などを家庭や地域に積極的に発信し、適切に説明責任を果たしていきます。また、地域の人材の積極的な活用や、**コミュニティ・スクール**^{※24} の促進などにより、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 各地域における高校の役割や期待など、地域の意見を聞きながら地域のニーズを踏まえた県立高校将来構想を策定し、学校の再編・統合や学科の改編などを含め、児童・生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校において、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度改革の検証、改善を進めます。

＜開かれた魅力ある学校づくり＞



(4) 学校施設・設備の整備充実

- ・ 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建を進めます。
- ・ 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- ・ 安全性に加えてユニバーサルデザイン^{※25}など教育にとって快適な空間づくりの視点も踏まえながら、経年により老朽化した既存の校舎、屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備を推進します。
- ・ 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、将来の県立学校の姿を考慮し、学校の再編・統合等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

(5) 私学教育の振興

- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- ・ 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

※23 「OJT」：

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※24 「コミュニティ・スクール」：

学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※25 「ユニバーサルデザイン」：

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり

＜方向性＞

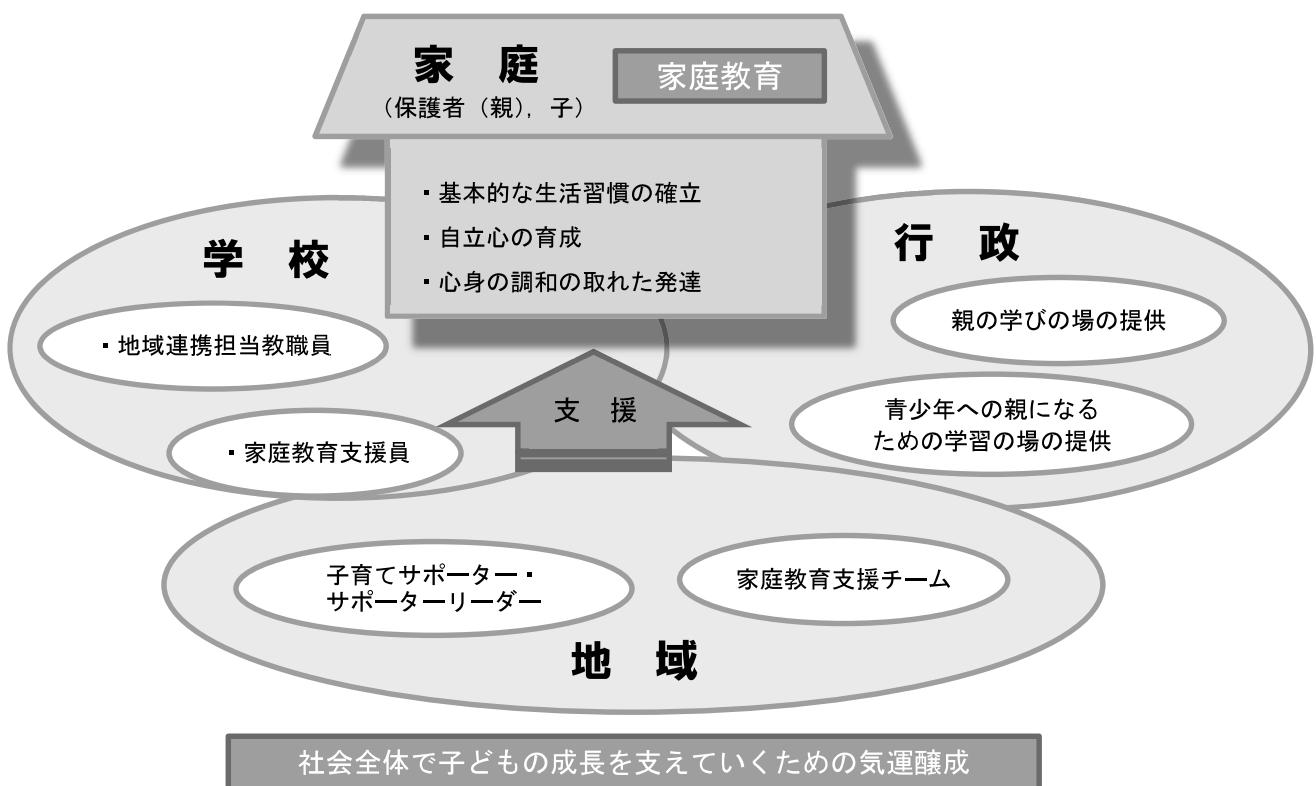
- ・ 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、⑩基本的生活習慣や自立心を育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものです。また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、⑪家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、家庭・地域・学校が連携・協働して、安全で安心して子どもを育てる環境づくりを進めます。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり

【重点的取組13】

- ・ ⑫宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」※²⁶を活用した研修会の開催など保護者への「親の学びの場」の提供や、青少年（中学生、高校生）への「親になるための学習の場」の提供などを通じて、親としての「学び」と「育ち」を支援します。
- ・ 地域における子育てを支援する子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど地域人材の養成や、学校において家庭教育に関する情報提供や相談対応を専門的に行う地域連携担当教職員及び家庭教育支援員の配置、地域人材を活用した家庭教育支援チームの組織化の支援などにより、家庭教育支援体制の充実を図ります。
- ・ 市町村における家庭教育支援関係者団体と行政の関係機関との連携を強化するとともに、支援の充実を図ります。
- ・ ⑬男女共同参画の視点も踏まえながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※²⁷）がとれ、子どもを生みたい、育てたいと思える社会を実現するため、子育て支援を進める県民運動を推進し、社会全体で子どもの成長を支えていくための気運醸成を図ります。
- ・ 学校、家庭、地域、団体や企業等が連携・協力し、ルルブル運動や、はやね・はやおき・あさごはん推奨運動など、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

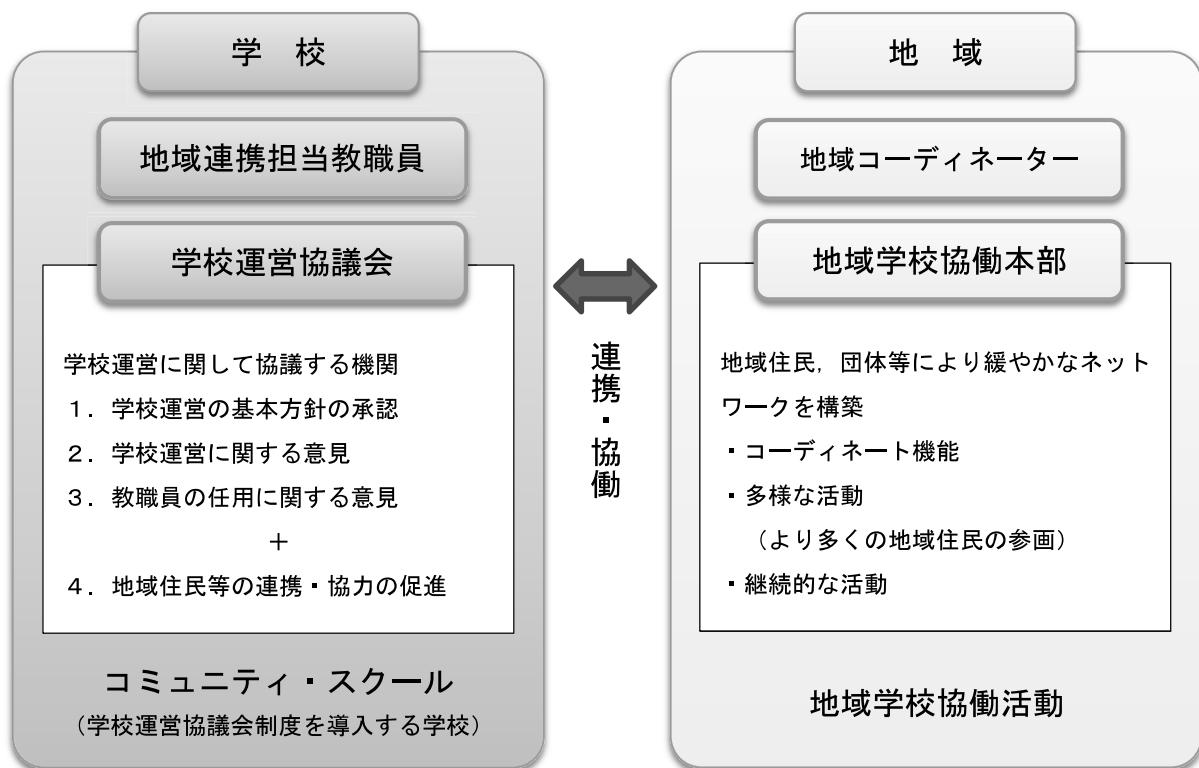
<家庭教育支援のイメージ>



(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 重点的取組 14

- ・ 宮城が取り組んできた協働教育を更に推進し、地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子どもを育む「地域学校協働活動」の推進と、活動を支える「地域学校協働本部※²⁸」の組織化を進めます。
- ・ 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校」(コミュニティ・スクール)を推進します。
- ・ 地域に開かれた魅力ある学校づくりを進める上で、みやぎ教育応援団なども活用しながら、地域の人々や保護者の学校ボランティアなどへの参加を広げるとともに、PTA活動などを通じて教育についての相互理解を深め、④家庭・地域・学校のより良い関係づくりを進めます。
- ・ 民間企業、地域活動団体、ボランティア団体などとの連携を強化するとともに、団体相互の緩やかなつながりを形成することができる交流の場（プラットフォーム）の設置を推進します。

<学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制のイメージ>



※ 中央教育審議会 初等中等教育分科会 地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第12回）・学校地域協働部会（第11回）合同会議（平成27年12月7日）資料から抜粋

（3）子どもたちが安全で安心できる環境づくり

- ・ 防犯や交通安全について地域のボランティアなどと連携し、見守りを含めた地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- ・ 民間事業者等と連携し、^⑫児童生徒や保護者への携帯・スマートフォンの利用に係るフィルタリング設定等の普及啓発や、発達段階に応じた情報モラル教育及び情報リテラシー教育^{※29}の実施などにより、情報機器の利便性と危険性についての理解促進を図ります。
- ・ 一体型を目指し放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるとともに、^⑬質の向上と機能の充実を図り、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。
- ・ 家庭、地域、関係機関等が連携・協働し、地域全体で有害環境の浄化活動や児童虐待防止、道路、公園などの環境整備などにより^⑭犯罪の発生しにくい、安全で安心なまちづくりを推進します。

※26 「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』」：

親育ちのための“参加型ワークショップ形式プログラム”。

第1弾〔平成24年度作成版〕は、親としての心構えや親子のコミュニケーションについて、子育て中の親が「気付き」を得ることができるように工夫したプログラムであり、主に、乳幼児期の子どもや小学校低・中学年の子を持つ親を対象にしている。

第2弾〔平成25年度作成版〕は、思春期の子どもを持つ親を対象としたプログラムと、将来親になる10代の子どもたちを対象にしたプログラムで構成しており、自分自身を振り返ることをきっかけとして、親子が向き合って信頼関係を見つめ直し、子育てや自分への「気付き」を得ることができるように工夫している。

※27 「ワーク・ライフ・バランス」：

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

※28 「地域学校協働本部」：

社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。地域の実情に応じて活動内容を選択して実施。

※29 「情報リテラシー教育」：

情報や情報機器などを正しく使いこなすことができる能力を育成すること。

目標 5：生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

基本方向 10 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

<方向性>

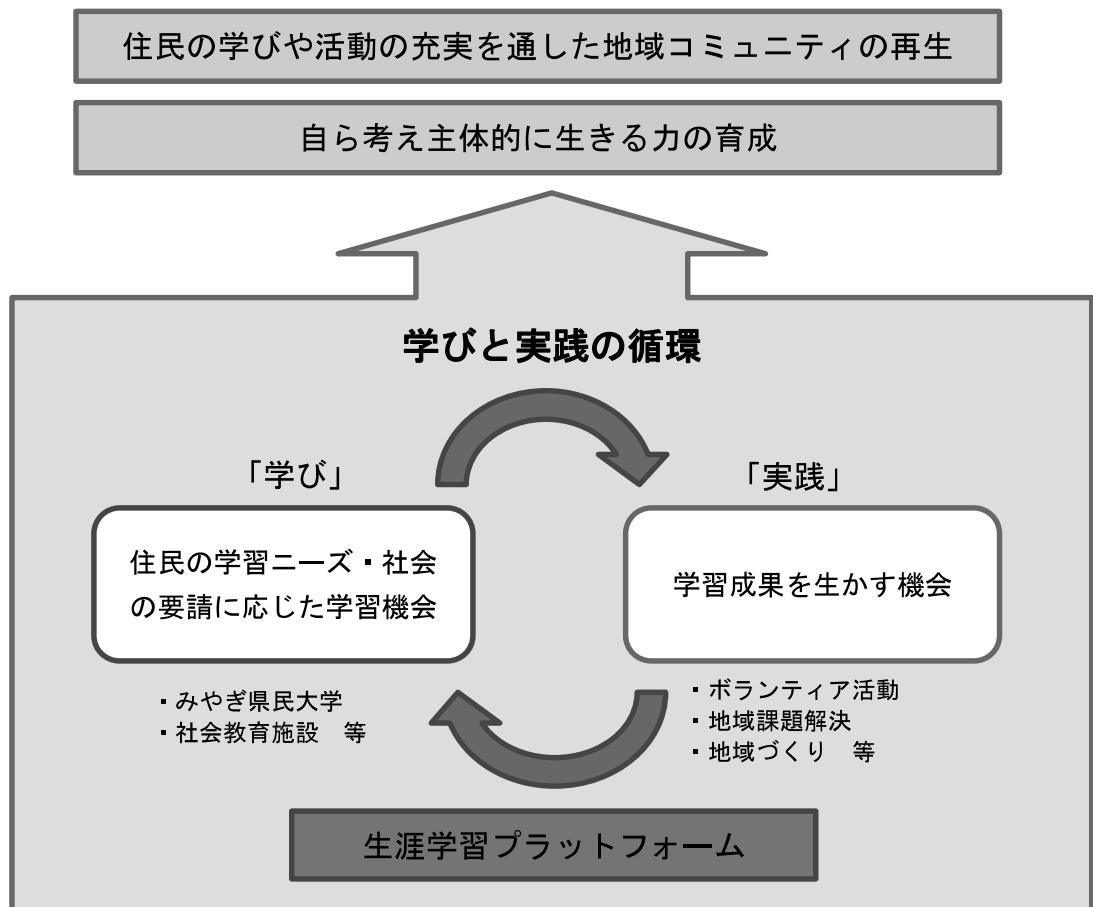
- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果が適切に評価され、活用される社会の実現を図ります。
- ・ 文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指します。
- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって潤いと活力のある生活を実現するため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 重点的取組 15

- ・ みやぎ県民大学の実施をはじめ、行政と地域の教育機関、N P O、企業等が連携し、高度化・多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供することにより、県民誰もが、求める学びを見つけ生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・ 学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実を図り、生涯学習活動やその成果が適切に評価・活用され、新たな学習や活動につながる「学びと実践の循環」の形成に取り組みます。
- ・ 地域の人々、行政、大学等の教育機関、N P O、民間企業等、生涯学習や社会教育に携わる人たちが情報を共有したり、行動連携を具現化するなど、ゆるやかなネットワークを結び、それぞれの地域の学びを支える基盤となる「生涯学習プラットフォーム」を構築します。
- ・ 地域の学び・活動の拠点として、社会教育施設では、地域住民の自発的な学習や交流、体験活動の場として、さらに、社会に開かれた教育の実践の場として、地域住民と共に課題解決に取り組んでいくとともに、互いに連携して子どもの育ちを支援していきます。

- ・ 学校において、児童生徒が郷土の良さを見つめ直し、より深く自らのふるさとを理解するために、地域の人材や社会資源の活用、社会教育施設との連携など、地域社会と結び付いた教育を開拓し、「社会に開かれた教育課程^{※30}」を実践していきます。

<生涯学習の目指す姿>



(2) 多様な学びによる地域づくり

- ・ 多様な学習成果の実践や活動への参画を通して互いに学び、それを地域に還元していくことで地域のネットワークを広げ、地域コミュニティの活性化につなげていきます。
- ・ 地域の生涯学習の推進を支えるリーダーの育成に取り組みます。
- ・ 文化・芸術とスポーツの双方の良さを理解するために、学校や地域における文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくりを目指します。

(3) 文化芸術活動の推進

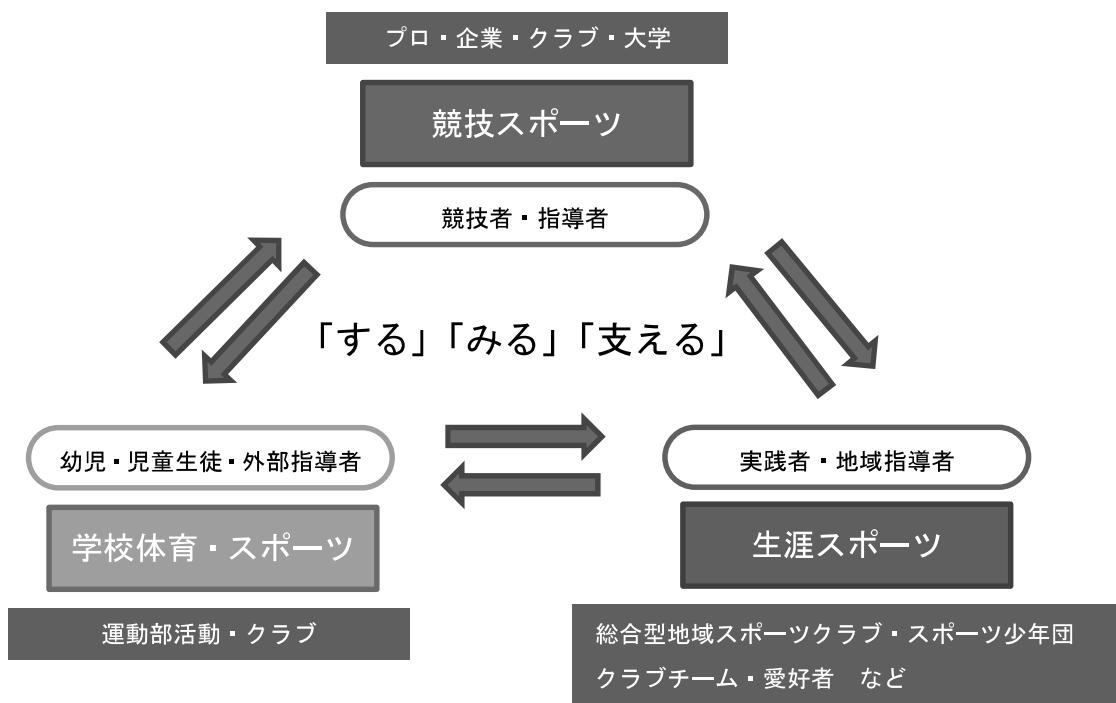
- ・ 子どもたちに優れた文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化芸術に関する体験学習の機会や発表、交流の場を充実させ、個性、感性及び創造性を育む環境づくりに取り組みます。
- ・ 文化芸術活動の担い手の意欲や技術・技能の向上、担い手を支える文化芸術団体等への支援などにより、文化芸術活動を担う人材・団体を育成し、本県の文化芸術の振興を図ります。
- ・ 図書館、美術館、博物館など社会教育施設の充実及び活用を図り、文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

(4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築

重点的取組 1 6

- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援や、学校体育施設の開放など、身近なスポーツ施設の充実によりスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、県民主体の地域のスポーツ環境を整備していきます。
- ・ 運動やスポーツを行うほか、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動への参加など、多様な関わり合いを通じたスポーツを「する」「みる」「支える」活動により、スポーツへの関心と意欲を高め、生涯にわたるスポーツへの取組を推進します。
- ・ 中長期的な視点に立って本県のスポーツの振興を支えていくため、県有スポーツ施設の整備、スポーツに関する情報提供などの条件整備を進めます。
- ・ 年齢や性別、障害の有無を問わず、県民の誰もが参加できるアダプテッド・スポーツ^{※31}の普及・強化を図ります。

＜生涯スポーツ社会 一生涯にわたるスポーツ環境の整備＞



(5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

- ・ 県民の誰もが、プロスポーツや企業スポーツの観戦やボランティア、スポーツ教室への参加などを通じて、トップレベルのスポーツに触れ、親しむことができるよう、プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進を図ります。
- ・ 国際的なスポーツ大会・国体等で活躍できる人材の育成に向けて、優れた素質を持つジュニアアスリートの発掘・育成を充実させるとともに、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図り、競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備を進めます。
- ・ 表彰制度の拡充や活動費の補助のほか、キャリアを生かしたセカンドライフ支援など、トップアスリート・指導者に対する評価及び支援を行います。

※30 「社会に開かれた教育課程」：

社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めしていく役割を持つ教育課程。

※31 「アダプテッド・スポーツ」：

障害者や高齢者、子どもあるいは女性等が参加できるように修正された、あるいは新たに創られた運動やスポーツ、レクリエーション全般を指す言葉。本来は一人一人の発達状況や身体条件に適応させたスポーツという意味。

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた施策の在り方

(1) アクションプランの策定及び計画の見直し

本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、実施する施策の内容や年次計画などを具体的に示すアクションプランを策定します。

なお、第1期アクションプランの期間は、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期を踏まえ、平成32年度までとします。

あわせて、教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、本計画の策定から4年後を目途に見直しを行い、計画の必要な改定を行います。

<各計画期間>



(2) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年度、定期的な点検・評価を実施するものであり、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のP D C Aサイクルによる進行管理を行います。

なお、本計画の点検・評価を実施するに当たっては、同条第2項の規定に基づき、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づき実施される「宮城の将来ビジョン(平成19年度～平成32年度)」及び「宮城県震災復興計画(平成23年度～平成32年度)」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施します。

④2 関係機関、関係団体等との連携

(1) 学校での着実な実践

本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもとで、学校が組織的に取り組んでいくことが重要です。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を發揮し、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めることにより、学校現場における教育施策の着実な推進を図ります。

(2) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、さらには専門的な知識や最新の技術を有する企業やN P O等の民間団体、大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会をとらえて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握するとともに、家庭や地域、企業や大学等の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推進します。

(3) 市町村教育委員会との連携

教育施策を実効性のあるものとして着実に推進するためには、県と市町村教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換などを通じて、本県教育のより一層の充実を図ります。また、市町村教育委員会が、地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うとともに、それら取組の成果を、県全体に波及させていきます。

(4) 県関係部局との連携

本計画の施策の推進に当たっては、県教育委員会をはじめ、子育て、福祉、地域づくりなど、部局横断的な取組が必要です。

このため、これまで以上に県の関係部局が相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組を実施していきます。

3 県民総がかりによる教育施策の展開

本計画を着実に推進していくためには、学校・家庭・地域が緊密に連携することはもとより、民間企業やN P O、地域活動団体等の多様な主体が一体となり、県民総がかりで次世代を育てる教育が展開されることが大切です。

そのためには、本計画に掲げた目指す姿や目標、施策の方向性等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、多様な広報媒体を活用しながら、情報発信・広報活動等を行い、計画の周知を図ります。また、本計画の取組の現状や成果について、W e bページに掲載するなど積極的に公開し、それぞれの責任と役割のもと、本県教育の実現に向けて取り組んでいきます。